

## 令和6年度 いじめ防止基本方針

### 1 目的

- ① いじめは、人権を侵害する人間として許されない行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- ② 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止・いじめの早期発見・いじめの解消などに組織的に取り組む。

### 2 いじめの定義

- ① いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ② 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 3 組織

- ① いじめ防止対策委員会
  - ・ 校長・副校長・教務主任・生活指導主任・学年主任・養護教諭・特別支援コーディネーター
  - ・ スクールカウンセラー・不登校対策コーディネーター
- ② いじめ対策特別チーム
  - ・ いじめ防止対策委員会メンバー・当該学級担任
  - ＊必要に応じて・教育委員会の担当者・スクールソーシャルワーカー・心理や福祉の専門家
  - ・ 子ども家庭支援センター・教育相談室・弁護士・学校医・児童相談所
  - ・ 警察棟の外部機関・PTA代表及び学校支援地域組織・家庭と子供の支援員

### 4 いじめに関する基本的な考え方

- ① いじめは、人間として許されない行為である。
- ② いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない行為である。
- ③ いじめは、すべての生徒・学級・学校・社会に起こりうる問題である。
- ④ いじめの未然防止には、生徒の「互いを認め合える人間関係」と「いじめを許さない学校風土」を作ることが重要である。
- ⑤ いじめは、早期発見・早期対応を基本として、学校・家庭・地域・関係機関が一体となり、組織的に取り組むことが必要である。

## 5

## いじめ防止のための手だて

- ① 発達支持的生徒指導を充実させることで、いじめを未然に防ぐ生活環境を作る。また、教師は常に高い人権感覚や意識をもって生徒指導にあたる。教員間の日常の情報交換や、運営委員会(いじめ防止対策委員会)、職員連絡会を充実させる。また、OJTや、年3回の研修を通して、全教職員で同じ指導が組織的に行うことができるようにする。
- ② いじめを含めた全ての生徒情報を、生活指導記録に入力し、その情報を全職員で共有する。
- ③ 週に1度の生活指導部会・個別支援委員会・(学年会議)等はいじめを含めた生徒状況の把握と理解について、具体的な対応策を練る場をもつ。また、年間3回行われるふれあい月間にあわせて、教職員のいじめ防止に関する研修を実施し、教職員の共通認識を深める。
  - ・「ふれあい(いじめ防止)月間」(東京都)…6・11・2月
  - ・「いじめ防止標語」(福生市)…6月
  - ・「二中人権の日」…7月
  - ・いじめ防止サミット…1月
- ④ いじめ防止を目的とした授業を計画するとともに、生徒会を中心とし、生命や人権を尊重する主体的ないじめ防止に向けた活動を、支援する。
- ⑤ 自分ログ(生徒の生活の記録)の取組により、個々の生徒の日々の心の状況を把握する。
- ⑥ スクールカウンセラーによる相談ができる環境を設け、生徒が安心して定期的に相談できる体制を作る。また、1学年時にスクールカウンセラーと生徒の個別面談を行い、スクールカウンセラーと生徒の信頼関係を醸成する。
- ⑦ スクールソーシャルワーカーと連携し、地域における生徒の様子を情報交換する。
- ⑧ 魅力ある学校づくりの実現に向けて「楽しい」、「分かった」、「安心する」授業を実践し、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、いじめの起きない教室づくりを推進する。
- ⑨ 年3回以上の道徳の授業において、自他を尊重する態度・人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り入れ、いじめを許さない心情を深める。
- ⑩ 学活等において、いじめにつながる諸問題と向き合わせ、解決していく力を育む。
- ⑪ セーフティ教室等を活用し、外部講師を招いた講演を実践して、情報モラル教育に取り組む。また、福生二中 SNS ルールに基づき、生徒会による SNS、タブレットの使い方に関するアンケートを行い、SNS やタブレットの安全な使い方に関する啓発を行うことで、ネット上のトラブルやいじめを予防する。
- ⑫ 学年の枠を超えた望ましい異学年関係の下、人間関係を深め、集団の一員として協力し、充実した活動を自ら考え行うことができるように、教師がファシリテータとなって生徒指導する。
- ⑬ 関係相談窓口資料・いじめホットライン・いじめ相談ガイド等、電話相談窓口の周知を図る。

## 6

## いじめが発見された場合の対応

- ① 初期対応
 

いじめの訴えを受けた、あるいはいじめを発見した職員は、学年主任及び生活指導主任に報告し、同時に管理職にも報告し、生活指導記録へ記録をとり、情報共有を行う。生活指導主任は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、管理職から今後の対応について指示を受ける。
- ② いじめ対策委員会の協議
 

生活指導主任は、校長の指示のもと、いじめ対策委員会を開き、いじめの内容を把握するとともに、今後の指導方針と組織的な対応について、具体的な役割分担を協議する。また、被害生徒及び加害生徒の保護者へ協議した指導方針に関して連絡を行う。

③ 実態把握・解消に向けての対応

実態把握をする際には、被害生徒・加害生徒双方から事情を聴き、一方的な実態把握にならないように注意する。解消に向けては、心のケアが必要な場合には、速やかにスクールカウンセラー・教育相談室などの協力のもとに、精神的な部分のケアも考慮していく。また、生徒だけでなく保護者とも連携し、継続的に対応する。その際、被害生徒を組織的に守り通すことを最優先にした対応を確実に行う。

④ 事後の支援

指導以降も、被害生徒・加害生徒双方の様子を継続観察したり、面談したりするなどを通して、いじめが解消しているか確認する。また、被害生徒の保護者へ継続して連絡を行う。

⑤ 特に配慮が必要な生徒への対応

特に配慮が必要な生徒については、日ごろから生徒の特性を踏まえた支援を行い、保護者との連携を密にし、周りの生徒に対しても必要な指導を行う。

7

いじめ解消の判断

いじめは単に謝罪したからといって安易に解消とすることはできないもので、いじめが解消したとは、少なくとも次の二つの条件が満たされている必要がある。

① いじめに係わる行為がやんでいること

いじめに係わる行為がやんでいること、及びその状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、被害の大きさによっては更に長い期間の継続が必要である。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうか、被害生徒本人及びその保護者に対して面談等によって確認する必要がある。

8

重大事態への対応

① 重大事態の意味

- ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

② 重大事態の起きたときの対応

- ・学校は直ちに教育委員会に報告する。必要な場合には教育委員会において調査を実施する。
- ・学校では、事実関係を明確にするために、いじめ対策委員会が主体となって調査を行う。
- ・調査実施前に、被害生徒・保護者に対して、調査の目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供について説明する。
- ・調査について明らかになった事実関係について、被害を受けた生徒・保護者に説明する。
- ・調査結果については、加害生徒・保護者にも説明し、いじめの非の重大性に気付かせ、反省を促す。
- ・被害生徒及びその家庭の財産に被害を生じさせる場合は、関係各機関と連携を取り、返却するように保護者に促す。